

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	農業協同組合法	根拠条項	資料番号	4	担当課	地方局産業振興課
			95の2	不利益処分の種類	農事組合法人の解散命令	
<p>農業協同組合法第95条の2</p> <p>次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。</p> <p>(1) 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。</p> <p>(2) 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から1年を経過してもなおその事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき。</p> <p>(3) 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき</p> <p>・農業協同組合法第95条の3第1項 行政庁は、組合又は農事組合法人の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。</p> <p>・農業協同組合法第95条の3第2項 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から20日を経過した日にその効力を生ずる。</p>						